

板橋区自立指導員派遣事業実施要綱

(平成21年4月21日区長決定)

(平成26年3月31日一部改正)

(平成26年10月1日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和8年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 板橋区自立指導員派遣事業(以下「本事業」という。)は、永住帰国した中国残留邦人等及び親族が長期にわたって帰国がかなわず、帰国後も言葉や生活習慣等の相違から、地域社会で生活していくうえで様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、中国残留邦人等に対して、必要な助言、指導等を行い、地域社会で安心した生活が送れるよう板橋区自立指導員(以下「指導員」という。)を派遣し、支援することを目的とする。

(派遣対象世帯)

第2条 本事業の派遣対象世帯は、中国残留邦人の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律(平成6年厚生省令第30号。以下「法」という。)第2条1項に規定する者及びその配偶者並びに法施行規則(平成6年厚生省令第63号)第10条に規定する親族等で、法第2条第4項に規定する目的により帰国した者の属する世帯(以下「対象世帯」という。)とする。

(指導員の業務内容)

第3条 指導員は区長の指示により次の業務を行い、対象世帯の定着自立の実効をあげるよう配慮するものとする。

- (1) 日常生活等の諸問題に関する相談に応じ、必要な助言、指導を行う。
- (2) 区支援相談員、自立支援通訳員、福祉部福祉総務課及び福祉事務所等と緊密な連絡を保ち必要に応じて窓口等に同行して双方の仲介を行う。
- (3) 日本語の指導、日本語教室等日本語補講についての相談及び手続きの介助を行う。
- (4) 公共職業訓練施設での職業訓練の受講に対して、必要な助言、指導を行い、円滑かつ効果的な職業訓練が行われるよう援護措置を講じ、技能習得後の雇用安定が図られるよう配慮するものとする。

2 指導員は前項の業務を履行するために必要な施設等及び居住地へ赴くものとする。

3 指導員は毎月1回業務の状況を取りまとめ区長に報告するものとする。

(指導員の選任)

第4条 区長は、概ね次の要件を備えているもののうちから指導員としてふさわしいものを必要に応じて選任するものとする。

(1) 対象世帯に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に協力すると認められる民間の篤志家

(2) 対象世帯の言葉(中国語又はロシア語)が理解できる者

2 指導員の数は、対象世帯の実態及び地理的条件等を勘案の上、区長が定めるものとする。

3 区長は指導員を選任するに当たっては、承諾書(別紙様式第1号)を徴し、指導員として適格と認められるものに対して第3条の業務を依頼し、業務依頼書(別紙様式第2号)を交付する。

4 区長は、指導員を解任した場合は、業務依頼取消書(別紙様式第3号)を交付する。

(事業の実施方法)

第5条 区長は、指導員を派遣するに当たっては、対象世帯から派遣申請書(別紙様式第4号)を徴し、申請書等の内容を調査のうえ、必要と認めたときは派遣決定通知書(別紙様式第5号)を交付する。指導員に対しては指導依頼書(別紙様式第6号)により業務を依頼する。

2 前号の規程にかかわらず区長が特に派遣を必要と認めた場合は、対象世帯とすることができる。

3 指導員は指導台帳(別紙様式第7号)により世帯の指導状況を記録する。活動報告書(別紙様式第8号)は1月分をまとめて翌月20日までに区長へ提出するものとする。

(指導員の派遣期間及び日数)

第6条 指導員の派遣期間は、対象世帯が帰国後最初に定着地に落ち着いた日から3年間とする。ただし、支援給付を受給していない対象世帯で指導員の派遣が必要と認められる場合は、4年目以降も派遣できる。

2 指導員の派遣日数は、1年目は84日以内(同伴して帰国した扶養世帯が同居している場合は120日以内)、2年目は12日以内(区長が特に必要と認める場合は72日以内)、3年目は12日以内、4年目以降は5日以内とする。

(指導員の留意事項)

第7条 区長は、指導員に対し、次の留意事項を徹底し遵守させなければならない。

(1) 指導員は、業務を行うに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならないこと。

(2) 指導員は、業務を行うに当たって、板橋区と緊密な連絡を保たなければならないこと。

(指導員の解任)

第8条 区長は指導員が次のいずれかに該当する場合には、解任することができるものとする。

- (1) 業務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められた場合
- (2) 指導員としてふさわしくない行為があったと認められた場合

(指導員に対する謝礼等)

第9条 指導員に対する謝礼等は次のとおりとする。

- (1) 指導業務がおおむね1日の場合は、9,360円とする。
- (2) 指導業務がおおむね半日(3時間未満)の場合は、4,680円とする。
- (3) 活動に伴う交通費の実費
 - 2 その他、指導員に対し一人年額28,800円の活動推進費を支給する。
 - 3 区長は第6条3項の報告があったときは、内容を審査のうえ、前項に定める謝礼等を支払うものとする。

(業務実施後の措置)

第10条 区長は、指導員からの業務報告を受け、必要に応じて関係機関への協力要請を行う等、指導員が行った援護内容の実効を得るよう配慮するとともに、直接対象世帯に対して必要な助言、指導を行い、また指導員に対しても適切な指示を与えるものとする。

(担当)

第11条 この要綱に関する事務は、福祉部福祉総務課が担当する。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

承 諾 書

板橋区自立指導員の業務を受諾します。

1 業務内容

板橋区自立指導員派遣事業実施要綱(以下「実施要綱」という)に定める業務

2 指導員の留意事項

実施要綱に定める留意事項

3 承諾期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

(住 所)

(氏 名)

(あて先)東京都板橋区長

(様式第2号)

業 務 依 頼 書

年 月 日

様

東京都板橋区長

次のとおり、板橋区自立指導員の業務を依頼します。

1 業務依頼内容

板橋区自立指導員派遣事業実施要綱に定める業務

2 業務依頼期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 依頼にあたっての留意事項

実施要綱に定める留意事項のとおり

(様式第3号)

業務依頼取消書

年 月 日

様

東京都板橋区長

先に依頼しました板橋区自立指導員に係わる業務について、年 月 日
をもってその依頼を取り消します。

(様式第4号)

板橋区自立指導員派遣申請書

年 月 日

(あて先)東京都板橋区長

私は、下記により、板橋区自立指導員の派遣を申請します。

1 住 所

氏 名

2 帰国年月日 (帰国の区分)

年 月 日 (国費 ・ 自費)

3 定着地

4 派遣依頼日及び派遣要件

(1)派遣依頼日： 年 月 日

(2)派遣要件：

(様式第5号)

板橋区自立指導員派遣決定通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

先に 年 月 日付で申請のありました、板橋区自立指導員の派遣につきましては、下記により派遣を決定したので通知します。

記

1 派遣日時及び派遣場所等

(1)派遣依頼日： 年 月 日

(2)派遣場所：

(3)派遣要件：

(様式第6号)

板橋区自立指導員指導依頼書

年 月 日

様

東京都板橋区長

先般、中国帰国者等から指導員の派遣依頼がありましたので、下記により指導されますよう依頼します。

記

1 中国帰国者等氏名

2 派遣日時及び派遣場所等

(1)派遣依頼日： 年 月 日

(2)派遣場所：

(3)派遣要件：